

大阪市立鶴見南小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「鶴見南の子どもであることを誇りに思う子」育成のために「鶴見南小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の点をあげる。

- ① いじめの未然防止
- ② いじめの早期発見
- ③ いじめの早期解決
- ④ いじめ防止対策委員会の組織
- ⑤ 重大事案への対処

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ①すべての児童が授業に参加し、活躍できるよう指導内容を工夫する。
- ②言語力や論理的思考を育成するために、教科・領域の中で図書を活用した授業を行う。
- ③各教科の授業や活動を通して、読書の楽しさを感じさせる工夫をする。
- ④基礎基本の学力定着を図るため、習熟度別少人数指導を充実させる。
- ⑤学習内容を定着させるため、放課後や家庭学習での反復練習の機会を増やす。

(2) 自己有用感を高めるために

- ①人権を尊重する教育を推進し、自他を尊重する気持ちを育てる。 ②道徳教育やキャリア教育の中で、他者との関わりや自分の将来についての展望を持たせる。
- ③学級活動にピア・サポート活動を取り入れ、集団の中で個々の居場所を確保する。
- ④特別支援教育を充実させ、互いの違いを認め合える集団を育成する。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ①道徳教育を充実させ、いじめは絶対に許されないものであるという認識を全児童に持たせる。
- ②いじめに関わる機関やいじめを経験した方等をゲストティーチャーとして招き、いじめの実態について理解させる。
- ③児童会の活動としていじめ問題を取り上げ、児童が主体的に考えるように働きかける。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 児童のささいな変化にも気が付くよう、毎日の生活の中で丁寧に児童を見守り、教職員がきめ細かく連携するよう心がける。
- ② 定期的に「いじめアンケート」を実施し、児童が被害の状況を訴える機会を保障する。また、アンケートを定例化することにより、加害児童への抑止効果も考えられる。
- ③ 学級担任による教育相談を定期的に実施し、児童の様子を細かく観察する。また、児童や学級の様子についての情報を収集する機会とする。
- ④ 得られた情報は個人で抱えるのではなく、学年・委員会等で必ず共有する。また、相談を受けた場合は早急に対応する。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめの疑いがある事案が発生した場合は、すぐに「いじめ防止対策委員会」を開き、対応の有無や対応する場合の内容を検討する。

- ② 対応に当たっては被害児童の生命・身体の安全を第一に考え、人権やプライバシーに配慮したうえで、迅速かつ慎重に取り組む。
- ③ 被害・加害児童への支援や指導、それぞれの保護者への支援と助言を通して、即刻今あるいじめを止め、再びいじめを生まない集団を作ることを目指す。
- ④ いじめを見ていた児童に対しても、集団の一員としての役割と責任を自覚させ、絶対にいじめを生まない集団を作ろうとする態度を育てる。
- ⑤ 必要に応じて、鶴見警察や大阪市こども相談センター等の関係機関に相談、通報する。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①名称 … いじめ防止対策委員会

②構成 … 校長・教頭・首席・指導教諭・学年主任・養護教諭 その他、必要に応じて外部の専門家等を招聘する。

③役割 … いじめに関わる一連の方針に対して、計画・実行・検証を実施する。教職員や保護者、地域の方に対し、いじめについての共通認識を図り、必要な研修会等を実施する。

【年間計画】

	「いじめ防止対策委員会」の取り組み		その他、教職員の取り組み
一学期	4月	いじめ未然防止の取り組み検討	・教育相談、研修会の実施（生活指導部） ・児童の学校生活での様子、長期欠席児童の情報交換（学年主任）
	5月	「いじめ防止基本方針」の確認	
	6月	いじめアンケート実施	
	7月	アンケートの分析と1学期の反省	
	8月	2学期の取り組み検討	
二学期	9月	教育相談の相談内容集約	・特別支援教育研修会の実施（特別支援教育コーディネーター） ・いじめアンケート実施と集計（学級担任）
	10月	校内研修	
	11月	いじめアンケート実施と分析	
	12月	2学期の反省と3学期の取り組み検討	
三学期	1月	教育相談の相談内容集約	・関係機関との連携（教頭）
	2月	いじめアンケート実施と分析	
	3月	今年度の反省と次年度の内容検討	

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ①「学校基本方針」策定後、保護者や地域の方に対して、学校だよりや学校ホームページを通して周知を図る。いじめは絶対に許さないことを徹底して伝える。学校の取り組みやその成果を発信する。いじめアンケートや学校評価アンケートの結果についても保護者、地域に発信する。 ②いじめ防止対策委員会の判断において警察や大阪市こども相談センター等の関係機関との連携が必要な事案が生じたときは、管理職が窓口となって連絡する。

(3) 取組内容の検証

- ①PDCAサイクルの考え方により、いじめアンケートや児童・保護者アンケート等の結果から、計画に従って取り組んだ内容について検証する。さらにその結果をもとに次の取り組みを検討・工夫し、児童の実態や保護者のニーズに応じた取り組みを進める。

②いじめに対する取り組みについて、学校協議会で説明し、その内容や成果について検証する

7. 重大事案への対処

「児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合は、いじめ防止対策委員会を招集し、迅速に対応する。

- ① 学級担任、養護教諭が中心になっていじめに関する情報収集を行い、その内容を全教職員で共有する。管理職は必要な事柄について教育委員会に報告する。

※ いじめ発見の際の流れ

